

②1回の地震等による損害保険会社全体の支払保険金総額が11兆7,000億円を超える場合、お支払いする保険金は次の算式により計算した金額に削減されることがあります。

(2020年4月現在)

$$\text{お支払いする保険金} = \frac{\text{算出された保険金の額}}{\text{算出された保険金の総額}} \times 11\text{兆7,000億円}$$

(3) 主な免責事由(保険金をお支払いできない主な場合)

- ① 家財のうち、次のものは保険の対象には含まれません。これらのものをリビングプロジェクト総合保険の保険の対象に含めている場合であっても地震保険では対象となりません。
 - 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
 - 1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻物その他の美術品

- ② 地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害や、保険の対象の紛失・盗難の場合には保険金をお支払いできません。

(4) 保険期間(ご契約期間)

リビングプロジェクト総合保険とセットで地震保険をご契約いただく場合、地震保険の保険期間はリビングプロジェクト総合保険の保険期間と同一となります。

(5) 引受条件(保険金額等)

- ① リビングプロジェクト総合保険とセットで地震保険をご契約いただくときの保険の対象は、「家財」となります。
 - ② 地震保険の保険金額は、リビングプロジェクト総合保険の保険金額の30%~50%の範囲でお決めください。ただし、1,000万円が限度となります。
- 保険料は、保険金額のほかに、家財を収容する建物の構造および所在地により決まります。また、保険料の割引制度として、建築年割引、耐震等級割引、免震建築物割引、耐震診断割引があり、割引条件に合致する場合には所定の確認資料をご提出いただくことにより、いずれかの割引を適用することができます。
- *大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する保険の対象について、地震保険の新規契約または保険金額の増額契約はお引き受けできませんのでご注意ください。

8. 満期返り金・契約者配当金 契約概要

この保険には、満期返り金・契約者配当金はありません。

2 契約締結時におけるご注意事項

1. 告知義務(ご契約時にお申し出いただく事項) 注意喚起情報

- (1) 保険契約者または被保険者には、保険契約締結の際、保険申込書に記載する事項のうち、保険契約にかかわる特に重要な事項(告知事項)について、正しくお申し出いただく義務(告知義務)があります。
- (2) 故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、弊社はこの保険契約を解除することがあります。その場合、解除前に発生した損害または費用についても保険金をお支払いできないことがあります。

2. クーリングオフ(申込みの撤回等)について

注意喚起情報

1年を超える保険契約のお申込みをした場合、書面によりその保険契約の撤回または解除を行うことのできるクーリングオフ制度がありますが、このご案内によるご契約は郵便を利用した通信販売によるお申込みとなりますので、クーリングオフをすることはできません。

ご契約内容を充分にご確認いただき、ご納得の上でお申込みくださるようお願いします。

3 契約締結後におけるご注意事項

1. 通知義務(ご契約後にご連絡いただく事項) 注意喚起情報

- (1) 保険契約者または被保険者には、保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、遅滞なく、取扱代理店または弊社にご通知いただく義務(通知義務)があります。
 - ① 保険の対象を収容する建物の構造または用途を変更したこと
 - ② 保険の対象を他の場所へ移転したこと
 - ③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生したこと
- (2) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって遅滞なく通知をしなかったときは、弊社はこの保険契約を解除することや、保険金をお支払いできない場合があります。

2. 解約返り金 契約概要 注意喚起情報

ご契約を解約される場合は、弊社にご連絡ください。なお、解約に際しては、解約時の条件により、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返り金としてお支払いする場合があります。詳しくは弊社「サポートセンター」までお問い合わせください。

4 その他ご留意いただきたいこと

1. 取扱代理店の権限 注意喚起情報

取扱代理店は、弊社との代理店委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立した契約は、弊社と直接契約されたものとなります。

2. 重大事由による解除 注意喚起情報

次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者または被保険者が、保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと
- ③ 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められること
- ④ ①から③のほか、保険契約者または被保険者が、保険契約の存続を困難とする、①から③までの事由がある場合と同程度の重大な事由を生じさせたこと

-3-

3. 個人情報の取扱いについて 注意喚起情報

弊社は、保険契約申込書等から得た個人情報(保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲で取得した医療情報等のセンシティブ情報を含みます。)の取扱いについて以下のとおりとさせていただきます。

なお、詳細については、弊社ホームページ(<https://www.chubb.com/jp>)をご参照ください。

(1) 主な利用目的について

- ① 弊社または弊社のグループ会社が取り扱う損害保険の案内、募集および販売
- ② 上記①に付帯、関連するサービスまたは各種イベント等の案内、提供および管理
- ③ 損害保険契約の引受審査、引受、履行および管理
- ④ 適正な保険金・給付金の支払
- ⑤ 新たな商品・サービス開発、問い合わせ・依頼等への対応
- ⑥ その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するための業務

(2) 第三者への情報提供について

弊社は、次の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- ① 法令に基づく場合
- ② 弊社の業務遂行上必要な範囲内で、代理店を含む委託先に提供する場合
- ③ 再保険契約に伴い当該保険契約の情報を提供する場合
- ④ 弊社のグループ会社、損害保険会社等および国土交通省との間で共同利用を行う場合

4. 共同保険について 注意喚起情報

● 弊社および他の損害保険会社の共同保険契約となる場合には、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帶することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

● 弊社は幹事保険会社として、他の引受保険会社を代理・代行して、保険料の受領、保険証券の発行、保険金の支払その他の業務または事務を行っております。

5. 引受保険会社が経営破綻した場合 注意喚起情報

保険契約を引き受けている損害保険会社の経営が破綻した場合に備えた仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があります。リビングプロジェクト総合保険ならびに地震保険のご契約については、同機構によって、事故に関する保険金や解約返り金が、下記の割合によって補償されます。

ご契約の種類	保険金支払	解約返り金
リビングプロジェクト総合保険*	● 破綻後3ヶ月間は、保険金を全額支払 (補償割合100%) ● 3ヶ月経過後は、補償割合80%	補償割合80%
地震保険	全額支払(補償割合100%)	

*ご契約者が、個人・小規模法人・マンション管理組合である場合に補償の対象となります。

本制度の具体的な内容については弊社ホームページ(<https://www.chubb.com/jp>)をご参照いただくか、弊社までお問い合わせください。

6. 保険契約に関するお問い合わせ、ご契約内容の変更のご連絡先

○ 保険契約に関するお問い合わせ、ご契約内容の変更は、必ずご本人が、取扱代理店または弊社「サポートセンター」へご連絡ください。

取扱代理店：株式会社エーシーサービス（エイブル＆パートナーズグループ保険担当）
フリーダイヤル：0120-135-105
受付時間：午前9時30分～午後5時30分（土・日・祝日・年末年始を除きます。）

弊社
サポートセンター：0120-233-522
受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除きます。）
携帯電話・PHSからはナビダイヤル0570-004256（通話料はお客様のご負担となります。）へお掛けください。

7. 退去に伴う解約のご連絡先

○ 退去に伴う保険契約の解約につきましては、必ずご本人が、弊社「サポートセンター」へご連絡ください。

サポートセンター：0120-233-522
受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除きます。）

携帯電話・PHSからはナビダイヤル0570-004256（通話料はお客様のご負担となります。）へお掛けください。
弊社ホームページ(<https://www.chubb.com/jp-chintai>)でも解約受付を承ります。

8. 事故が起こった場合のご連絡先

○ 事故が起こった場合には、弊社「事故受付ダイヤル」へご連絡ください。

事故受付ダイヤル：0120-880-163（年中無休・24時間受付）

お支払いする保険金に自己負担額が適用される場合、自己負担額を超える損害額が保険金支払いの対象となります。適用される自己負担額は保険金の種類や事故の内容によって異なりますので、保険証券（または保険契約証、保険契約継続証、加入者証）でご確認ください。
事故により損害賠償責任を負担した場合には、示談交渉は必ず弊社とご相談いただきながらおすすめください。

また、あらかじめ弊社の承認を得ないで賠償責任を認めたり、賠償金を支払われた場合には、その一部または全部について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

9. 苦情・要望などのご連絡先 注意喚起情報

○ 弊社への苦情・要望などは、弊社「お客様サポートダイヤル」へご連絡ください。

お客様サポートダイヤル：0120-550-385
受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除きます。）

○ お客様と弊社との間で問題を解決できない場合
弊社は、法律で定められた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンと手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、解決の申立てを行うことができます。

一般社団法人保険オンブズマン：03-5425-7963
受付時間：午前9時～12時、午後1時～5時（土・日・祝日・年末年始を除きます。）
ホームページ：<https://www.hoken-ombs.or.jp/>